

令和5年度第2回  
朝霞市国民健康保険運営協議会議事録

令和5年12月7日

こども・健康部 保険年金課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回朝霞市国民健康保険運営協議会	
開 催 日 時	令和5年12月7日（木） 午後1時30分から 午後2時15分まで	
開 催 場 所	市役所別館5階 501会議室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
	会議録の確認方法  会長及び委員2人による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

令和5年度第2回

朝霞市国民健康保険運営協議会

令和5年12月7日(木)  
午後1時30分から  
午後2時15分まで  
市役所別館5階 501会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 審議会等の会議の公開に関する指針

4 議事録署名委員指名

5 議 題

(1) 第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)(案)及び第4期  
朝霞市特定健康診査等実施計画(案)について

(2) その他

6 閉 会

---

出席委員(14人)

会 長

渡 辺 淳 史

副 会 長

野 本 一 幸

被保険者を代表する委員

石 崎 ケイ子

伊 藤 勉

上 野 博

関 根 悟

安 田 敏 男

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

浅 野 修

関 昌 之

公益を代表する委員

岡 崎 和 広

石 原 実

被用者保険等保険者を代表する委員

東 山 とも子

樋 口 香 代

渡 邊 しほり

欠席委員（4人）

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

青 柳 徹 二

新 保 敦 子

滝 澤 義 和

被用者保険等保険者を代表する委員

渡 部 尚 典

---

事 務 局 保険年金課長 河 田 賢 一

事 務 局 保険年金課主幹兼課長補佐 深 谷 秀 明

事 務 局 保険年金課専門員兼国民健康保険係長 真 中 純 一

事 務 局 保険年金課保健事業係長 岡 裕 子

事 務 局 保険年金課国民健康保険係主任 萩 原 由 紀 子

事 務 局 保険年金課国民健康保険係主任 澤 口 千 春

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ◎1 開会

### ◎2 あいさつ

#### ○事務局・深谷保険年金課主幹兼課長補佐

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、保険年金課の深谷と申します。本協議会の開会に当たりまして、ご案内申し上げます。恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

まず、本市における審議会等の会議は原則公開となっておりますことから、本日の協議会では、開会前に傍聴人を傍聴席へ案内する運用といたしますので、ご了承をお願いいたします。

次に、ご発言に際してのお願いですが、ご発言の際には、マイクを使用して、ご発言くださるようお願いいたします。ワイヤレスマイクの使い方ですが、ボタンが2つございまして、このうち、上のボタンを押して緑色にしてから、ご発言をお願いいたします。ご発言が終わりましたら、同じボタンを押して赤色にさせていただきますようお願いいたします。

次に、本日の会議には、計画策定を委託した事業者が、オンラインで事務局に加わっておりますので、ご報告いたします。

それでは、傍聴人の確認を行います。

現在、傍聴人はいらっしゃいません。開会後に傍聴人がお見えになった場合につきましては、後ほど、議長よりご説明がございました。

定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第2回朝霞市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日、青柳委員、滝澤委員、新保委員、理科学技術健康保険組合の渡部委員におきましては、所用のため欠席となっております。

まず、資料の確認をお願いいたします。事前に資料を2点、送付させていただきました。

資料1「第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）、第4期朝霞市特定健康診査等実施計画、令和6（2024）年度～令和11（2029）年度（案）」A4の冊子、96ページの少し厚手のものとなっております。それから資料2「市町村標準保険税率（令和5年度ベース）のモデルケース」A3の1枚となっております。お持ちでない方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いします。また、机の上には、本日「会議次第」と、本日の会議では使用しませんが、参考資料としまして、「埼玉の国保12月号」、「国保のすがた」をご用意しました。不足がございましたら、挙手をお願いします。

それでは、議事に移ります。ここで議事進行を渡辺会長にお願いしたく存じます。渡辺会長、よろしくをお願いいたします。

#### ○渡辺会長

それでは、令和5年度第2回朝霞市国民健康保険運営協議会を開会します。

### ◎3 審議会等の会議の公開に関する指針

はじめに、本日の会議は「市政の情報提供及び審議会等の会議の開催・公開に関する指針」の手順に従って、進めてまいります。

同指針により、会議は原則公開となりますことから、傍聴要領に基づいて傍聴を許可しています。

会議の途中でも傍聴希望者があった場合には、傍聴要領に沿って入場していただきますのでご了承ください。

ださい。

なお、審議内容が特定の個人に関する情報を取り扱うこととなる場合など、特に配慮が必要になった場合については、その都度、委員の皆様にお諮りした上で判断していきたいと思っております。

#### ◎4 議事録署名委員指名

次に、会議録の作成のため、会議は電子記録媒体で録音し、会議録は全文記録とすることといたします。発言の際は、挙手をして、議長に指名されてから、マイクを使って発言してください。

次に、議事録署名委員の指名でございますが、お任せいただいておりますのでよろしいでしょうか。

それでは、名簿の順に従いまして、岡崎委員と石原委員を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

#### ◎5 議題（1）第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）及び第4期朝霞市特定健康診査等実施計画（案）

それでは、議事に入らせていただきます。

議題（1）第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）及び第4期朝霞市特定健康診査等実施計画（案）について議題といたします。

事務局に説明を求めます。

#### ○事務局・岡保険年金課保健事業係長

保健事業係の岡と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

本計画の策定につきましては、8月に開催しました本協議会において、進捗状況のご報告をさせていただいたところです。このたび、計画（案）を作成しましたので、ご報告いたします。

なお、説明に当たりまして、「国民健康保険保健事業実施計画」を「データヘルス計画」と呼ばせていただきます。

初めに、計画の趣旨につきまして、資料1の1ページに記載いたしました。要約いたしますと、各保険者は、健康・医療情報を活用して、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るためのデータヘルス計画を策定し、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルに沿って保健事業を行うものと国の指針に定められております。本市では、これに従い、第1期を平成28年3月に、第2期を平成30年3月に策定し、その評価、見直しを行いながら、保健事業を進めてきました。

また、保健事業の中核をなす特定健康診査等の実施方法を定める「特定健康診査等実施計画」につきましても、本計画内において策定しております。

計画の期間につきましては、2ページをご覧ください。期間は、図で示しましたとおり、令和6年度から令和11年度までの6年間としております。

第3期データヘルス計画の特徴としましては、厚生労働省が作成した手引きにおいて、都道府県レベルで標準化することとされ、内容や掲載の順番など、県内で共通のひな形に沿って策定し、評価指標も県内統一することで、他の市町村との比較が容易となり、本市の状況を客観的に把握できることが期待されております。

計画の構成といたしましては、戻りまして、目次をご覧ください。

第2章では、現状と第2期データヘルス計画の評価、第3章では、医療費や特定健康診査などの分析結果及び健康課題を掲載しており、その結果を踏まえて、第3期データヘルス計画の目的や目標を第4章に掲載しています。

第2期データヘルス計画である前期計画の評価の一覧を、9ページに掲載しておりますので、ご覧

ください。主な評価指標から見た現状としましては、①の医療費における循環器系の疾患の割合が、前期計画策定時である平成 28 年度と比べて高くなっており、改善されていない状況でした。また、②の保健指導後に人工透析へ移行された方はおらず、目標を達成しましたが、糖尿病の重症化リスクの高い受診勧奨者への医療受診割合や保健指導参加率は減少している状況でした。③の特定健康診査の受診率及び④の特定保健指導の実施率は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により減少し、その後、回復しつつありますが、目標値とは乖離している状況でした。⑤の後発医薬品の数量シェア率は、目標値を達成することができました。

次に健康・医療情報の分析につきましては、17 ページ以降に掲載しております。主な分析結果としましては、医療費について、22 ページをご覧ください。下のグラフの被保険者 1 人当たり医療費（年額）推移の比較をご覧ください。国や県と比べると、本市の 1 人当たり医療費は低い水準となっておりますが、令和 3 年度から上昇している状況です。

次に、医療費における疾病別の割合について、25 ページをご覧ください。下のグラフの「疾病大分類別医療費の割合」の左側、青いところが「循環器系の疾患」の割合となっており、第 2 期データヘルス計画策定時である平成 28 年度と比べ、上昇している状況がございます。

次に、長期入院の分析として、30 ページをご覧ください。下の表の 6 か月以上入院レセプト件数の推移では、虚血性心疾患の件数が増加していることから、循環器系の疾患が重症化していることが考えられ、重症化予防の取り組みが必要と考えております。

次に、特定健康診査の受診率の分析結果としまして、36 ページの中ほどの特定健康診査性別・年齢階級受診状況のグラフをご覧ください。年齢別の受診状況につきまして、男性、女性ともに若い世代の受診率が低い状況です。

次に、40 ページの図の「健診・医療受診の状況」をご覧ください。40 歳から 64 歳までの健診未受診者のうち治療中の方は 28 パーセント、65 歳から 74 歳までの健診未受診者のうち治療中の方は 31.5 パーセントを占めていることから、若い世代と併せて、通院中の健診未受診者の受診を促す取り組みが必要であると考えております。

第 3 章において分析した結果と課題は、49 ページにまとめております。

これらの課題を踏まえ、第 3 期データヘルス計画の目的や目標について、50 ページの文章部分をご覧ください。

計画全体における目的としては、効果的かつ効率的な保健事業を展開し、被保険者の健康増進を図ることで健康寿命の延伸及び医療費適正化を目指すものとしております。

同じく 50 ページの上段、中長期目標の表をご覧ください。今回の計画の中長期目標は、健康寿命の延伸としては、日常生活動作が自立している期間として要介護 2 となるまでの平均自立期間の延伸と平均余命の延伸を設定しました。医療費適正化としては、年額の 1 人当たり医療費の減少を設定しております。

この計画全体の目的、目標を達成するための個別保健事業についての目的や目標を 51 ページから 54 ページまでに掲載しております。ここでは、標準化の取り組みとして、県が設定した評価指標を含む内容を掲載しております。

次に、第 4 期朝霞市特定健康診査等実施計画につきまして、55 ページ以降にまとめて掲載しております。特定健康診査等実施計画は、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関することや、その成果に係る目標を定めるものとなっております。

特定健康診査及び特定保健指導の実施率につきましては、55 ページの一番上の表のとおり、全国目

標」が定められている中で、中ほどの表の各医療保険者種別の目標として、市町村国保の目標値が定められております。本計画におきましても、計画の最終年度である令和 11 年度までに、目標値 60 パーセントを達成できるよう一番下の表の第 4 期計画の目標値を設定いたしました。特定健康診査等の具体的な実施内容については、56 ページ以降にまとめております。

次に、令和 6 年度より具体的に実施することとなる個別保健事業につきまして、68 ページから 78 ページに掲載しております。それぞれの事業について、背景や前期計画からの考察、目的、具体的な実施内容、評価指標等を記載しております。

ここで 1 点、追記をお願いしたく、申し訳ありませんが、68 ページの表の目的の下が、空欄になっており、正しくは、具体的内容と入りますので、追記いただけましたら幸いです。

特定健康診査受診率向上対策事業では、40 歳代、50 歳代の受診率が低いことから、若い世代への特定健康診査等の周知や、個人の特性に合った効果的な受診勧奨を実施することで、受診率向上を目指します。具体的内容において、健診の実施や受診勧奨、健診情報提供事業について、実施する取り組みを掲載しております。併せて、目標値を設定しており、進捗状況を確認しながら実施していく予定となっております。

最後に、本計画のスケジュールについて、ご説明させていただきます。

12 月 12 日から 1 月 10 日までの 30 日間、市ホームページ及び市政情報コーナー、図書館、各公民館、内間木支所、各出張所、保険年金課に閲覧資料を設置し、パブリック・コメントを実施いたします。12 月 15 日には、埼玉県国民健康保険団体連合会の評価委員から助言をいただきます。

1 月中に本協議会でご報告させていただく予定であります。その後、2 月に内部の手続きを経て、3 月中に公表を予定しております。

以上が、第 3 期朝霞市データヘルス計画及び第 4 期朝霞市特定健康診査等実施計画（案）の概要となります。

#### ○渡辺会長

ありがとうございました。ただいま説明が終了いたしました。何かご質問がございますか。

ご質問のある方は挙手の上、指名されてから質問をお願いします。

はい、関根委員。

#### ○関根委員

それでは第 3 期朝霞市国民健康保険の保健事業実施計画と第 4 期朝霞市特定健康診査等実施計画の案が示されておりますが、第 2 期朝霞市国民健康保険の保健事業実施計画と第 3 期朝霞市特定健康診査等実施計画と比較して、変更点や、今回の計画の特徴などありましたらお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。お願いします。

#### ○事務局・岡保険年金課保健事業係長

現在、策定している第 3 期計画では、保健事業の評価をする際に、県内で同じものさしで測れるように、指標が県内統一となった点がございます。

また、本市の第 2 期計画と第 3 期計画を比べますと、第 3 期計画では、各保健事業の目標値を、指標ごとに設定することで、きめ細やかな評価が行えるよう計画案を策定しております。

また、特徴につきましては、特定健康診査の受診率向上対策事業になります。特定健康診査の受診率は、令和 4 年度の実績値で、43.4 パーセントであり、第 3 期計画の最終年度では、60 パーセントを目指すこととなりますので、今年度から開始した、個人の特性に応じた受診勧奨ハガキの送付や、若い世代への周知として、小中学校を通じて、保護者へ健診情報等のチラシの配布などを行っていく

予定となっております。また、特定健康診査を受診いただくことで、その結果から、特定保健指導の実施や、必要な医療受診の案内ができますので、多くの被保険者の皆さまに、特定健康診査を受診いただけるよう、引き続き実施していきたいと考えております。

○関根委員

ありがとうございました。了解いたしました。

先ほどのパブリック・コメントの実施については、具体的にわかりましたので、この計画をより充実したものにするために、市民の皆様の声が計画に反映できるよう、進めていただくことをお願いし、要望とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○渡辺委員

他にございますか。はい、浅野委員。

○浅野委員

計画の案を見せていただきましたが、特定健康診査、特定保健指導は40歳から74歳までと後期高齢者の特定健診も一緒に行っております。その中で一番受診率が低いのは働き盛りの40代の方です。40代の方の受診率をいかに増やすかということになります。

医師会では和光市、新座市、朝霞市、志木市、の4市の特定健診を行っております。その中で、朝霞市の特定健診は、お金がかかりません。近隣市ではおそらく1000円や2000円かかっています。そして40代、50代の方いろいろな健診を受けている方もいらっしゃると思いますが、そういう方が健診を受ける場合には、少なくとも1万円ぐらいのお金はかかります。

受診率を上げるためには朝霞市の特定健診を受ければお金が掛からないということをいかにPRするかが私は一番必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局・岡保険年金課保健事業係長

医療機関の皆さまにおかれましては、今年度も特定健康診査の実施、及び、チラシの配布などのご協力をいただき、ありがとうございました。

今お話しいただきました40代、そして50代の受診率が、他の年代と比べて低いこと、無料で特定健診が受けられるというところですが、6月に健診の対象者にお配りしている案内冊子の中で無料であることを掲載しておりますが、確かに近隣市では1000円自己負担がある中で、朝霞市が無料である状況でございますので案内冊子につきましては強調してPRしていけるよう検討してまいります。

また、若い世代への働きかけとして、小中学校の保護者向け受診勧奨チラシの配布や、SMSを活用した受診勧奨の実施など、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○渡辺会長

よろしいですか。他に質問ございますか。

◎5 議題(2) その他

質問がないようですので次の議題(2)その他に移ります。

事務局の方から説明をお願いします。

○事務局・河田保険年金課課長

私は保険年金課の河田と申します。

それでは、着座にて説明させていただきます。

事前に配布させていただきましたA3用紙の資料2をご覧ください。

本市における現行の保険税率につきましては、左側、上の表にありますとおり、所得割、資産割、均

等割及び平等割の4方式として課税しており、所得割を11.4パーセント、資産割を33パーセント、1人あたりの均等割を3万円、1世帯としての課する平等割を1万4,000円としております。

また、埼玉県では、毎年、算出した市町村の標準保険税率を公表しており、本市における県が算出した市町村標準保険税率につきましては、右側、上の表にあります、令和5年度ベースといたしまして、所得割は12.19パーセント、本市との比較では、0.79パーセントの増となっており、均等割につきましては、7万6,078円、本市との比較では、4万6,078円の増として示されております。この市町村標準保険税率につきましては9年度以降も毎年示される予定です。

なお、県では、市町村標準保険税率の算出にあたり、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、所得割を均等割の2方式としております。

次に、本市の現行の保険税率と令和5年度ベースとして算出されました本市の市町村標準保険税率を比較していただくために、4つのモデルケースにより、ご説明させていただきます。

まずは、ケース1につきまして、ご説明いたします。

このケースにつきましては、70歳以上74歳以下の1人世帯で、年金収入が140万円、固定資産税なしとしたケースと比較いたしますと、本市の保険税率では、1万500円、標準保険税率にあっては、1万7,500円となることから、7,000円の増となります。

なお、65歳以上につきましては、保険税の算定に当たり、介護分は対象外となります。

次に、ケース2につきましては、50歳代の夫婦の2人世帯で、夫の給与収入を120万円、固定資産税を14万円といたしまして、また、妻は、収入及び固定資産なしとしたケースと比較いたしますと、本市の保険税率では、10万8,200円、標準保険税率にあっては、10万2,800円となりますので、5,400円の減となります。

次に、ケース3につきましては、40歳代の夫婦2人と、10歳代の子1人の3人世帯で、夫の給与収入を240万円、固定資産税を12万円といたしまして、また、妻及び子の収入及び固定資産をなしとしたケースと比較いたしますと、本市の保険税率につきましては、24万8,800円、標準保険税率につきましては、31万1,000円となりますので、6万2,200円の増となります。

最後に、ケース4につきましては、40歳代の夫婦2人と、10歳代の子1人の3人世帯で、夫の給与収入を400万円として、妻と子の収入なしとして、また、3人ともに、固定資産税なしとしたケースと比較いたしますと、本市の保険税率では、36万600円、標準保険税率にあっては、49万4,500円となりますことから、その差額は、13万3,900円の増となります。

このモデルケースにより、ケース1やケース4のとおり、資産割が課されていない世帯につきましては、標準保険税率となることにより、保険税は増額となります。

また、ケース2とケース3では、資産割が課される世帯につきましては、世帯の状況にもよりますが、標準保険税率となった場合でも、保険税は減額となる世帯や世帯の状況が同じであっても、資産割が課されている世帯では、資産割が課されていない世帯よりも、保険税の増額する幅が少ない状況となるケースもございます。

前回の本運営協議会におきまして、埼玉県国民健康保険運営方針により、市町村標準保険税率につきまして、ご説明させていただきましたが、令和9年度には、県内市町村の保険税率を所得割及び均等割の2方式として準統一にすることが予定されております。このため、本市におきましても、県が令和5年度に算出した市町村保険税率を基に、4つのモデルケースにより試算させていただきます。お示しさせていただいたところでございます。

資料2についての説明は、以上になります。

○渡辺会長

ただいま標準保険税率について、4つのモデルケースで説明していただきました。何かご質問等ございますでしょうか。はい、浅野委員。

○浅野委員

モデルケースを今見せていただきましたが、ケース1からケース4までありますけれども、ケース4を見ても、年収400万で年間13万3,900円増加するというのは、家計への負担が多くないでしょうか。こういう方はたくさんいらっしゃると思います。ですから、負担軽減策は何か考えられているのでしょうか。

○事務局・河田保険年金課課長

後日、運営協議会に税率改正につきまして諮問をさせていただきますが、他市の例では、令和5年度から令和9年度に、1回で税率を上げるわけではなく複数の年度で段階的に上げていくという激減緩和措置もございます。後期高齢者の方も増えていく中で、全世帯型社会保障と言われておりますので値上げについてはやむを得ない部分もあると思っております。私どもとしましても国や県に対して国保制度としての減額措置を求めている所です。

○浅野委員

上げなくてはならないということはわかります。ですが、実際年間で13万、14万円近く税金があがるということは大変なことです。いろいろ節約するということは考えてらっしゃると思いますがこれだけ税率をあげるということは、それだけの節約をしてらっしゃるのでしょうか。

○事務局・河田保険年金課課長

市といたしましては税額をできるだけ上げない方法としましては、保険者が努力をしますと国や県から保険者努力支援金の交付を受けることができるため、この制度をより一層活用していきます。

また、第3期運営方針では、保険税は原則として口座振替となることから、本市でも口座振替を進めることで今後収納率が上がることを考えられます。

また、今の段階で確定的なことを申し上げられませんが、保健事業について一般会計からの繰入金赤字対象となることから当該金額を引き続き保健事業で使用することができるか、今後関係部署と話し合う機会を設けていきたいと考えています。

○浅野委員

先ほども申し上げましたが、一度に税率を上げるのではなく、段階的に上げていくなどの検討をお願いいたします。

○石崎委員

県の方針では令和9年度には県内全市町村標準保険税率に統一するという事になってはいますが、朝霞市の場合にはいつから税率改正を予定されているのかということと、先ほど浅野委員からもありましたとおり、世帯によってはかなり高額の高額増税になると思います。税ですので逃れることができないので段階的に増やすためには早めの措置が必要かと思いますが、どのような予定になってますでしょうか。

○事務局・河田保険年金課課長

先ほどもご説明いたしましたとおり、他市は複数年で税率の改正をしているという状況がございますので、私どもといたしましても、後日皆様方に諮問させていただく際には、段階的な引き上げ方や、複数年にわたるものについて、ご提示させていただきたいと考えております。

しかし固定資産をお持ちでない方については、どうしても資産割がなくなるため税額が上がってし

まいます。私どもとしまして、早い段階で市民の方にお知らせした方が良く、12月広報の中で記事を掲載しております。

広報誌をご覧になった市民の方からは、「令和9年度に税率が上がりますか。」「令和8年度までは変更しませんか。」「税率改正をした場合に低所得者には軽減措置はありますか。」というような問い合わせがございました。なお、令和12年度には県内市町村の税率が完全統一される予定ですので、市の独自財源で低所得者に対する軽減措置等を行うことは難しいと考えています。

○渡辺会長

他にございますか。はい、石崎委員。

○石崎委員

この件については切実な問題ですので、くれぐれもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○渡辺会長

他にございますか。はい、関根委員。

○関根委員

それでは、先ほど説明がありましたが、市町村の標準保険税率のモデルケースですが、4方式から2方式に変更されると所得割が11.4パーセントから12.19パーセントに増えます。資産割と平等割はなくなりますが、均等割が3万円から7万6,078円と大きく増えてしまいます。市町村標準保険税率は毎年県が市町村ごとに算出すると、ここに書かれておりますが、令和9年度に向けて、もっと負担が増えるような可能性というか、変更はあるのでしょうか。もし、わかりましたら教えてください。

○事務局・河田保険年金課課長

やはり国民健康保険の被保険者が高齢化に伴い、後期高齢者医療保険へ移行しておりますことと、あとは現在従業員が101人以上の事業所が社会保険の適用ですが、来年度にはそれが51人以上の事業所になるなど、社会保険適用拡大が予定されております。そのような状況の中で令和9年度に向けて、後期高齢者医療保険料もおそらく上がる方向ですので今後国保も全体的に上がっていく方向ではないかと予想しております。なお、県からは毎年標準保険税率が示されます。

○関根委員

ありがとうございます。それでは要望させていただきます。先ほど浅野委員からも質問がありましたように、国民健康保険税の賦課方式が4方式から2方式へ変更することにより、国保税の負担額が急激に増加することがないよう、被保険者の立場に立った対策を講じていただくよう強く要望をさせていただきます。

○事務局・河田保険年金課課長

わかりました。また皆様方には、できるだけ細かい資料を諮問の際には出してまいりたいと思ひますので、その際に、ご意見を頂戴できればと思ひます。よろしくお願ひします。

○渡辺会長

他に、ございますか。よろしいですか。それでは事務局から他に何かありますか。

○事務局・深谷保険年金課主幹兼課長補佐

次回の運営協議会は、来年1月18日木曜日の開催を予定しております。

議題といたしましては、新年度予算案および補正予算案が賦課限度額改定に伴う国民健康保険税条例の一部改正、保健事業実施計画のパブリック・コメントの結果報告等を予定しております。

なお、パブリック・コメントの締め切りが1月10日水曜日となっております。集計資料作成等に時間を要しますことから、パブリック・コメントに関する資料は1月18日当日の配布とさせてい

ただきたいと考えておりますので、ご了承をお願いします。

○渡辺会長

他にありませんか。真中専門員。

○事務局・真中保険年金課専門員兼国民健康保険係長

国民健康保険係長の真中と申します。次回の資料で、当初予算の案をお示しさせていただきますが、その予算の中の歳出予算の一部、県の事業費納付金というのがございます。こちらについて、現在は 11 月中の秋の試算ということで、県が試算したものが出ていますが、毎年 1 月の中旬に、確定したものが送られてきます。最終的には、その額に予算を直しまして、議会に上程させていただくのですが、この部分の数字が、もしかすると資料を事前に送付するときは、秋の試算の数字をもとにお示しさせていただきますが、当日の会議の際に修正をさせていただくようなことが発生するかもしれませんが、前もってご了承いただければと思います。よろしく願いいたします。

○渡辺会長

他に皆さんの方から何かございますか。よろしいですか。

今回は、1 月 18 日(木)を予定しているということです。

◎6 閉会

それでは以上をもちまして、令和 5 年度第 2 回朝霞市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。